

にゅうがく てじゅん ほうほう 入学の手順と方法について

にほんがくせいしえんきこう 日本学生支援機構 おおさかにほんごきょういくせんたー 大阪日本語教育センター

ここには、大阪日本語教育センターに入学するために必要なことを説明してあります。
出願書類を作成する前に必ずお読みください。

連絡先

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町 8-3-13 大阪日本語教育センター
TEL : 06-6774-0033 (海外からの TEL : 81-6-6774-0033)
FAX : 06-6774-0788 (海外からの FAX : 81-6-6774-0788)
ホームページアドレス : <https://www.jasso.go.jp/ryugaku/jlec/ojlec/index.html>
メールアドレス : info-oskn@jasso.go.jp

関西国際空港からのアクセス

<バス>

関西国際空港（1階）空港リムジンバス7番乗り場「近鉄上本町」行きバスに乗車。
「近鉄上本町」で下車。南へ徒歩約8分

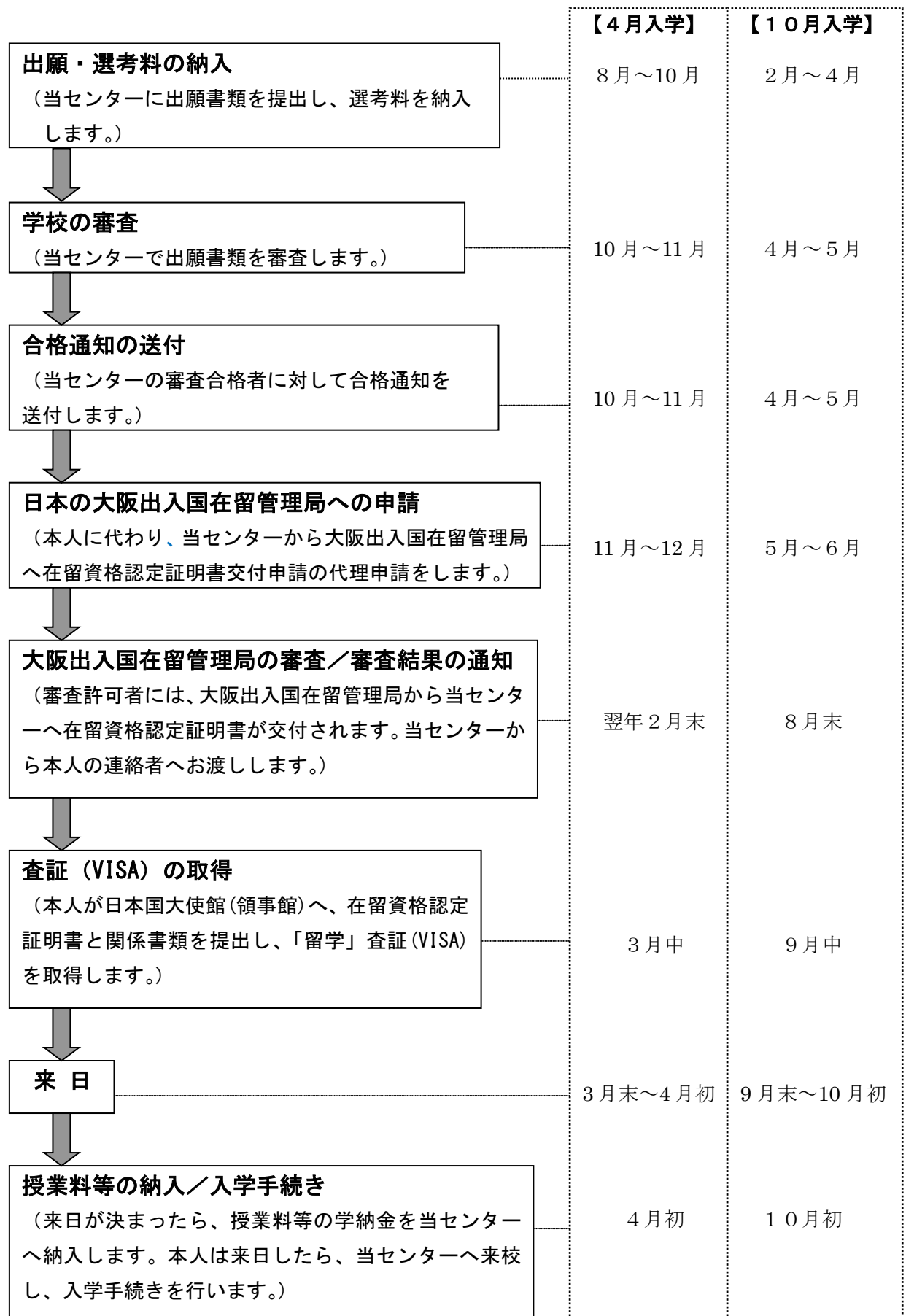
<電車>

関西国際空港（2階）JR「関西空港」駅→「天王寺」駅下車。
地下鉄谷町線「天王寺」駅→「四天王寺前夕陽ヶ丘」駅下車。北東へ徒歩約7分
または
関西国際空港（2階）南海電車「関西空港」駅→「難波」駅下車。
地下鉄千日前線「なんば」駅→「谷町九丁目」駅下車。南東へ徒歩約10分

<車>

関西国際空港（空港連絡橋）→（阪神高速「湾岸線」）→（阪神高速「環状線」）「道頓堀」出口
で降り直進、「千日前通り」を東へ約750m→「上本町6丁目」交差点を右折 南へ約400m

出願から入学までの流れ



出願について

出願資格

日本の大学院・大学・専門学校等への進学を希望し、かつ外国で学校教育における12年の課程を修了(*)した、日本国籍を持たない者。

(*その国において、日本の高校にあたる後期中等教育課程を修了した者。)

***それぞれの国の教育制度によって、後期中等教育課程までを修了しても教育年限が12年に満たない方でも、当センターの進学課程を修了することにより、日本の大学への入学資格を取得できます。(昭和56年文部省告示第153号第2号)**

出願期間

入学年月の「募集要項」でご確認ください。おおむね入学年月の半年前が期限となります。

入学年月によっては期限の延期を行うことがあります。詳しくはホームページをご覧ください。か、電話・メールでお問い合わせください。

出願方法

本人が日本国外に滞在中の場合、日本国内在住の連絡者(代理人)が当センターへご連絡の上、出願書類をご持参ください。(諸事情により、郵送をお願いする場合もございます。)どうしても期間中に持参できない場合は、当センターへご相談ください。書類の提出後、すみやかに指定の期日までに選考料を振込にて納入していただきます。

出願書類

別紙の「出願書類一覧」をご覧ください。「入学願書」「誓約書」「経費支弁書」「理由書」「健康診断書」は、ホームページからダウンロードできます。

また、「出願書類の内容説明」には、出願書類についての注意などが詳しく載っています。よく読んで、書類を作成してください。

出願書類は、学校の審査の合格後、日本の大阪出入国在留管理局へも提出されますので、事実と相違ないように作成してください。

出入国在留管理庁の方針により、出身国(地域)によって書類が異なる場合があります。

出願書類に間違いや提出漏れがあると、訂正などに時間がかかり、学校の審査や出入国在留管理局への提出が間に合わなくなることや、出入国在留管理局で許可されない等で、入学できなくなる可能性がありますので、注意してください。

- * 内容は正確に、省略せずに記入してください。
- * 学校や会社発行の証明書は、その名称・住所・連絡先などが印刷された、その団体専用の用紙(レターヘッド付用紙)を使用してください。
(その用紙が無い団体は、証明書の中に団体名称・住所・連絡先・責任者名を必ず記載してください。)
- * 作成する書類は、出願前の2ヵ月以内に作成されたものが必要です。
(※ 顔写真も出願前の2ヵ月以内に撮影されたものが必要です。)
- * 記入した内容を訂正したいときは、新しく作成するか、または、その箇所に線を引き文字の上に訂正印を押してください。
- * 願書に記入した内容と、その証明書などの内容が整合しているか確認してください。

入学許可について

大阪日本語教育センターの審査と結果の通知

提出していただいた出願書類によって、当センター選考委員会が審査を行い、可否を判定して、連絡者の方にその結果を通知します。

大阪出入国在留管理局への申請について

大阪出入国在留管理局への代理申請

合格者（入学許可者）については、本人が居住国で留学査証(VISA)を取得するために、まず、当センターが本人に代わり、日本の法務省出入国在留管理庁大阪出入国在留管理局へ「在留資格認定証明書交付申請」を行います。

大阪出入国在留管理局の審査

大阪出入国在留管理局が審査をし、その結果、許可の場合は「在留資格認定証明書」が発行されます。当センターがそれを受け取り、連絡者の方へ送付します。

査証（VISA）の申請について

自国での査証（VISA）の取得

本人は、受け取った「在留資格認定証明書」と、パスポート、及び他の必要書類を、日本国大使館（または日本国領事館）へ提出し、「留学査証（STUDENT VISA）」の申請をします。

国によっては、大使館（領事館）から本人へ、申請した内容についての確認インタビューがあるかもしれません。当センターへ提出した内容を忘れないよう注意してください。

来 日

授業料等の納入と来日及び入学手続き

日本国大使館（または日本国領事館）で、正式な「留学査証（STUDENT VISA）」が発給されてから、その査証で来日してください。来日日程が決まったとき、または来日後に、授業料等の学納金を当センターへ振込にて納入していただきます。

本人は、その納入したことがわかる「レシート(振込金明細書)」と「入学許可書」「パスポート」、日本の空港で発行される「在留カード」を持って、連絡者と共に指定の期間に当センターへ来校し、入学手続きを行います。

通常は、入学式を全員で行います。

理由があり来日が遅れる場合は、必ず事前に当センターへご連絡ください。

その他

連絡者とは：

学生本人（申請者）に代わる、日本国内在住の代理人のことです。

本人及び経費支弁者が外国在住の場合、出願や入学手続きなどを円滑に行うため、日本国内在住の代理人を決めていただき、その方に「連絡者」として、本人と当センターとの諸連絡や、本人来日時のお世話などをお願いしています。

経費支弁者とは：

学生本人の学費及び生活費を支払う人のことです。

経費支弁者は、本人との関係が密であり、経費支弁に至る合理的関係が証明できる人でなければなりません。通常は、本人の親が経費支弁者になることが適当です。

経費支弁者が本人の親でない場合（おじ、おば等の場合）は、なぜ親でない人が経費支弁をするのか、具体的で納得できる説明と、その立証書類が必要です。

在留資格認定証明書とは：

当センターの留学生として来日するには、留学査証（STUDENT VISA）が必要です（*）。

留学査証（STUDENT VISA）を取得するためには、先に、日本の法務省出入国在留管理庁から「留学」の「在留資格認定証明書」をもらわなければなりません。

「在留資格認定証明書」をもらうための申請は、本人に代わり、当センターが大阪出入国在留管理局へ代理申請をします。その審査が許可となれば留学の「在留資格認定証明書」が大阪出入国在留管理局から発行されます。それを当センターから連絡者を通じて本人へ送付し、本人は日本国大使館（または領事館）へ提出し、正式な留学査証（VISA）の発給を受けることになります。

査証申請や来日については、出国地と入国地、それぞれの出入国政策に従って手続きをしていただくこととなります。

（*：「家族滞在」「定住者」「日本人の配偶者等」など長期のビザをすでに持っている方は、「国内応募」という方法により出願できる場合があります。詳しくは当センターへお問い合わせください。）



日本留学情報サイトー留学を希望する方へ

日本留学情報サイトは、日本への留学に関する情報をご覧いただけます。

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/nav-applicants-for-study-abroad.html>

日本留学ガイドブック "Student Guide to Japan" – JASSO

Student Guide to Japan は、日本への留学の基礎知識を盛り込んだ、すべての留学希望者必読の冊子です。下記のホームページからご覧いただけます。

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/other/sgtj/>